違反があった場合の対応 (別表)

表1-1

		幅		高さ []内は高さ指定道路の場合		長さ		重さ []内は重さ指定道路の場合					
								単車		連結車(2軸牽引車)		連結車(3軸牽引車)	
		無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違 反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違 反)	許可若しくは 回答違反 (車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)
1. 指導警告		2.5m超過3.0m以下	許可若しくは回答幅超過 3.0m以下	3.8m超過4.1m以下 [4.1m超過 4.3m以下]	許可若しくは回答高超過 4.1m以下 [許可若しくは回答高超過 4.3m以下]			20t超過30t以下 [25t(※ 1)超過30t以下]	許可若しくは回答重量超過 30t以下 [許可若しくは回答重量超 過かつ25t(※1)超過30t以 下]	20t超過36t以下 [25t(※1)超過36t以下]	許可若しくは回答重量超過 36t以下 [許可若しくは回答重量超 過かつ25t(※1)超過36t以 下]	20t超過41t以下 [25t (※1)超過41t以下]	許可若しくは回答重量超過 41t以下 [許可若しくは回答重量超過か つ 25t(※1)超過41t以下]
2. 措置命令(※2)	徐行等	3.0m超過3.25m以下	許可若しくは回答幅 超過かつ3.0m超過 3.25m以下	4.1m超過4.3m以下 [4.3m超過 4.5m以下]	許可若しくは回答高超過 かつ4.1m超過4.3m以下 [許可若しくは回答高超過 かつ4.3m超過4.5m以下]	- 12m超過 -	許可若しくは回答 を 長さ超過	_	_	36t超過37t以下	許可若しくは回答重量超過 かつ36t超過37t以下	41t超過42t以下	許可若しくは回答重量超過 かつ41t超過42t以下
	軽減措置 通行中止 (※3)	3.25m超過	許可若しくは回答幅 超過かつ3.25m超過	4.3m超過 [4.5m超過]	許可若しくは回答高 超過かつ4.3m超過 [許可若しくは回答高 超過かつ4.5m超過]			30t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ30t超過	37t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ37t超過	42t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ42t超過

※1 車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条の2の表に基づき、重量が変更となる。

(抜粋)令第三条第二項に規定する国土交通省令で定めるバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌ほろ枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、 タンク型の車両、幌ほろ枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。

プンプエグ中間、抗はづけエグ中間人はコンプア右といる日刻中の足域川の中間であるものも同様とは、大の女に同じでしょう。					
区分	最遠軸距	総重量の最高限度			
		二十四トン(令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあっては、二十五トン)			
高速自動車国道以外の道路を 通行するもの	九メートル以上十メートル未満	二十五・五トン(令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあっては、二十六トン)			
	十メートル以上	ニキセトン			

- ※2 措置命令内容に応じて、違反車を使用させた事業者等より30日以内に報告を受けること。報告が無い場合は、措置命令違反とみなす。
- ※3 無許可車両とは、細部通達第1の1の道路法(以下「法」という。)第47条の2第1項の規定による許可を受けないで法第3条に規定する道路を通行させている特殊車両、細部通達第1の1(2)及び2に示す特殊車両並びに細部通達第1の1(1)、3、6に示す特殊車両で、当該 車両に許可証を備え付けていないものをいう。
- ※4 無許可・回答違反は車両諸元違反、通行経路違反を含む。 ※5 許可証あるいは回答書不携帯の場合で、電話等により当該許可の通行条件を確認できない場合、無許可と同様の扱いとする。 ※6 許可証あるいは回答書を有しているが、通行時間に違反している場合は、夜間通行(21時~6時)とする。
- ※7 許可証あるいは回答書を有しているが、誘導車配置違反の場合は、車両諸元の程度により、分割不可能な場合は「通行の中止」の措置、分割可能な場合は「軽減措置」とする。
- ※ 本市が確認できる範囲内で、最後に違反があった日から1年間、違反が確認できなかった場合は、違反累積回数は消滅するものとする。

表1-2

		回答あり	ス・ 2	
		回答違反あり	回答違反なし	回答なし
許可あり	許可違反あり	無許可(車諸元違反)、 回答違反(車両諸元違反)、 無許可(車両諸元違反)かつ回 答違反(車両諸元違反)かつ回 答違反(車両諸元違反) のいずれか 特殊車両の車両諸元を許可を受けた車両諸元の値とする。以下同じ。)と比較して、無許可(車両諸 元違反)又は回答違反(車両諸元違反)の有無を判定する。特殊車両の複数の車両諸元が許可を 受けた車両諸元又は回答を受けた車両諸元のいずれか大きい値を超過するときは、無許可(車両 諸元違反)かつ回答違反(車両諸元違反)に当たる場合がある。		無許可(車両諸元違反)
		無許可(経路違反)又は 回答違反(経路違反) 無許可(経路違反) 無許可(経路違反) 特殊車両の通行経路を許可を受けた通行経路又は回答を受けた通行可能経路と比較して、無許 可(経路違反)又は回答違反(経路違反)の有無を判定する。無許可(経路違反)かつ回答違反(経 路違反)に当たる場合は、無許可(経路違反)と扱う。	違反なし	無許可(経路違反)
		許可通行条件違反、 回答違反(通行条件違反)、 許可通行条件違反かつ回答違 反 (通行条件違反) のいずれか 特殊車両の通行時間、誘導車配置等の許可に付した通行条件又は回答に付した通行条件と比較 して、許可通行条件違反又は回答違反(通行条件違反)の有無を判定する。許可に付した通行条 件及び回答に付した通行条件のうち、同一の通行条件に違反する場合は、許可通行条件違反と扱 う。なお、許可に付した通行条件及び回答に付した通行条件の異なる複数の通行条件に違反する ときは、許可通行条件違反かつ回答違反(通行条件違反)に当たる場合がある。		許可通行条件違反
		特殊車両の許可証又は回答書の不携帯の有無を確認し、電話等により当該許可の通行条件及び 許可証不携帯 回答の通行条件のいずれも確認できない場合、許可証不携帯と扱う。		許可証不携帯
	許 な可 し違 反	違反なし	違反なし	違反なし
許 可 な L.		回答違反(車両諸元違反) 回答違反(経路違反) 回答違反(通行条件違反) 回答書不携帯		無許可